第六条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号イ(3)中「持分」の下に「又は株式」を加え、同号ロを削り、同号中ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとし、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第六条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

**第二節**　農地中間管理機構の事業の特例等

第九条を削る。

第八条第一項中「前条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）は、農地保有合理化事業規程」を「農地中間管理機構は、事業規程」に改め、同条第二項中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条を第九条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人は、農地保有合理化事業」を「農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業」に、「農地保有合理化事業の実施」を「当該事業の実施」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条第二項中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同項第二号中「農地保有合理化事業」を「前条各号に掲げる事業」に改め、同条第四項中「農地保有合理化事業」を「事業」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（事業規程）」を付し、第二章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（農地中間管理機構の事業の特例）

**第七条**　農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一　農地売買等事業（農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。）

二　農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三　第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十一条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四　農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第十条を削る。

第十一条第一項中「、農地保有合理化法人」を「、農地中間管理機構」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。

二　農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。

三　農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十一条を第十条とし、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（農地中間管理事業の推進に関する法律の適用）

**第十一条**　農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二条第一項及び第二項、第二十七条第一項並びに第三十条第一項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十条第一項中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六条中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十七条第一項中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

第二章第三節及び第四節の節名を削る。

第十一条の二第一項中「農地保有合理化法人の行う業務」を「農地中間管理機構の行う第七条各号に掲げる事業」に改め、同条第二項及び第三項中「農地保有合理化支援法人」を「支援法人」に改める。

第十一条の三中「農地保有合理化支援法人」を「支援法人」に改め、同条第一号中「農地保有合理化法人が農地保有合理化事業」を「農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業」に改め、「（以下「農地保有合理化事業等」という。）」を削り、同条第二号中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「農地保有合理化事業等」を「前号に規定する事業」に改め、同条第三号中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「農地保有合理化事業等」を「第一号に規定する事業」に改め、同条第四号中「農地保有合理化事業」を「第七条各号に掲げる事業」に改め、同条第五号中「農地保有合理化事業に関する」を「第七条各号に掲げる事業に関する」に、「及び農地保有合理化事業」を「及びこれらの事業」に改める。

第十一条の四第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六及び第十一条の七中「農地保有合理化支援法人」を「支援法人」に改める。

第十一条の八を次のように改める。

（報告徴収）

**第十一条の八**　農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

第十一条の十三中「第九条から第十一条まで」を「第十一条の八から第十一条の十まで」に、「第十一条の九第一項の」を「第十一条の十一第一項の」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に、「第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」を「第十一条の八及び第十一条の九中「第十一条の三各号に掲げる業務」に、「第十一条第一項中「第七条第一項」を「第十一条の十第一項中「第十一条の二第一項の規定による指定」に、「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項の承認」に、「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」を「第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」に改め、「一般財団法人」の下に「でなくなつた」と、同条第二項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」を加え、同条を第十一条の十五とする。

第十一条の十二中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に改め、同条を第十一条の十四とする。

第十一条の十一第二項中「第十一条の九第三項各号」を「第十一条の十一第三項各号」に改め、同条第五項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十一第二項」に改め、同条を第十一条の十三とする。

第十一条の十を第十一条の十二とする。